

納税証明書提出時注意事項

	税区分	種 類	申請書及び請求先	有効期限
法人	国 税	法人税、消費税及び地方消費税	納税証明書(国様式その3の3) 本社の所在地を所轄する税務署 1	発行(証明)年月日 が申請書を提出する日から 3箇月以内のもの
	都道府県税	都道府県民税、事業税等	納税証明書(未納がないことの証明) 県税事務所 2	
	市町村税	固定資産税(単独・共有)、法人市民税、 事業所税、特徴市民税、軽自動車税等	完納証明書(未納がないことの証明) 新庁舎証明書発行窓口・地区窓口 ・収納対策課窓口 2	
個人	国 税	所得税、消費税及び地方消費税	納税証明書(国様式その3の2) 本社の所在地を所轄する税務署 1	
	都道府県税	都道府県民税、事業税等	納税証明書(未納がないことの証明) 県税事務所 2	
	市町村税	固定資産税(単独・共有)、市民税、軽自 動車税・国民健康保険税等	完納証明書(未納がないことの証明) 新庁舎証明書発行窓口・地区窓口 ・収納対策課窓口 2	

- 1 国税の納税証明書の交付請求手続きをオンラインでも行えます。詳しくは国税庁のホームページでご確認下さい。
- 2 本社又は委任先所在地が射水市以外の場合は、該当都道府県及び市町村(東京都特別区の法人区民税は都税事務所)の税窓口です。完納証明書(未納がないことの証明書)が発行されない自治体につきましては、直前2年度分(法人市民税等については直前2年間分)の納税証明書を請求してください。

Q & A 納税証明書

質問内容	回 答
どの税目の証明が必要か？	全税目です。(上記税種類等)
完納証明書が発行されない自治体において、平成28年度法人市町村民税が納期限未到来により証明されない場合、どうすればよいか？	平成27年度分のみ提出してください。(平成26年度分は不要です。)
完納証明書が発行されない自治体において、平成27年に設立したため、平成27年度分が証明されない場合、どうすればよいか？	平成28年度分のみ提出し、提出書類の「提出書類一覧表・備考欄」にその旨を記載してください。
持ち分が共有の固定資産についても証明が必要か？	必要です。
完納証明書に納期限未到来額があるがよいか？	よいです。なお、納期限到来で未納額がある場合は、入札参加資格の申請はできません。
本社から支店に入札の権限を委任しているが、どちらの証明が必要か？	支店(委任先)のものです。
支店を新設して間がなく支店での完納証明書が提出できない場合はどうすればよいか？	本店のものを提出してください。
東京23区のように法人区民税が法人都民税に含まれている場合、どうすればよいか？	都発行の納税証明書で確認します。
複写を提出してもよいか？	納税証明書等官公署発行の証明書については、複写可としています。
射水市の完納証明書の郵便請求は可能か？	可能です。詳細については、射水市収納対策課にお問い合わせください。 収納対策課 電話 0766-51-6620